

井原市長  
瀧本 豊文殿

日本共産党井原市委員会  
委員長 森本 典夫

## 2008（平成20）年度予算編成にあたっての要望

市民福祉向上のため、日々職務にご精励のこと心から敬意を表します。

新年度（平成20年度）の予算編成時期のいま、日本共産党に寄せられた市政に対する市民の声です。予算編成の中で取り入れていただきますよう要望いたします。

### 【総務部関係】（17項目）

- 1 憲法9条を守り、平和憲法と地方自治を破壊する有事法制の発動や国民保護法制に反対すること。
- 2 戦災の記録展を各支所でも実施するなど、原爆その他の戦争体験を市民の中に語り伝える平和事業を積極的にすすめること。
- 3 合併後他市でおきている、有権者の投票行動を阻害する投票所の統合をしないこと。
- 4 このたび、職員によるお金に関わる不祥事が発覚した。二度とこのようなことのないよう万全の対策を講じること。
- 5 定住外国人の人権を守る取り組みを強めること。
- 6 **子どもの権利条約の完全実施をすすめるため、「子どもの権利条例」の制定をはかること。**
- 7 太陽光発電装置の設置費用補助を「四季が丘」だけでなく、全市に拡大すること。
- 8 老朽化している消火栓のホースの取り替えを、市が行うこと。
- 9 高齢者や身体障害者などのために、洋式トイレのない公共施設のトイレを洋式に替えること。
- 10 **多重債務者救済のため、専門の相談窓口を設置し、援助体制の充実を。また、振り込め詐欺、リフォーム詐欺、悪質な訪問販売や悪徳商法、ヤミ金、サラ金被害にあわないよう市が積極的に働きかけること。**
- 11 「男女共同参画センター」（仮称）を設置し「夢・みらい塾」卒業生が卒業後も自由に集まって学び、話し合い、実践する拠点にすること。
- 12 市内全域で様々な知識や技能を修得している人材を掘り起こし、人材登録をしてもらい、市民のために活躍してもらうようにすること。
- 13 住民生活を圧迫する各種公共料金の引き上げを行わないなど、住民の負担は低く、サービスは高くを基本とし、住民の利益になる方向ですすめること。
- 14 入札制度で談合防止のため一定の予定価格以上について、条件付き一般競争入札制度が導入されたが、**予定価格の基準を今より大幅に引き下げる**こと。
- 15 各種審議会等の公募制度を、より一層積極的に導入し、市民の幅広い層から選び、特定の人たちや団体の代表に偏らないようにすること。その際、女性を積極的に起用すること。
- 16 専ら女性の事を考える組織「女性センター」（仮称）を設置すること。
- 17 高すぎる国保税の引き下げをおこない、税の減免制度について広く市民に周知徹底をはかること。また、国保制度への国庫負担率を45%に引き上げるよう、引き続き国に強く求め、県に対しては補助金の増額を強く求めること。

### 【市民生活部関係】（8項目）

- 1 ごみ集積所設置などへの補助金の増額と設置場所確保対策を強化すること。
- 2 メーカーやスーパー等にペットボトル、トレー、牛乳パック等の回収責任を徹底すること。

- 3 最悪の医療制度「後期高齢者医療制度」の実施を中止、撤回するよう国に求めること。
- 4 側溝蓋の脱着機の貸し出しをしていることを、広報などで徹底すること。
- 5 「資源ごみ」の収集で、収集日が休日にあたった場合その日は収集されないので、つぎの収集日には集積施設から溢れ出ることがある。収集の回数を増やすこと。
- 6 現在、不燃性粗大ゴミを各地区で年一回無料で収集している。少なくとも各地区年2回収集すること。
- 7 バリアフリー化も含め、障害者や弱者に優しい施設にするため、市内の公共施設の総点検を行い、全ての施設をバリアフリーにすること。
- 8 現在、ゴミ袋代を市民に負担してもらおう計画が進められていますが、どんな形であれ、ゴミ収集の実質有料化をしないこと。

## 【健康福祉部関係】（24項目）

- 1 生活保護の申請書をカウンターに置き、申請者が申請しやすいように改善すること。
- 2 県の医療費制度の補助率を6分の4に戻すよう県に要望すること。
- 3 新たに身体障害者3級を公費医療の対象にすること。
- 4 C型肝炎患者への支援策を早急にすすめること。
- 5 介護保険の保険料が、19年度から一段と高くなった。今まで受けていたサービスが受けやすいように、市独自の援助を強化・充実すること。
- 6 単県医療費公費負担制度に係る市の一部負担を求める請願が平成18年10月の井原市議会で全会一致で採択されました。この請願を受けて、市としてさらに負担軽減策を講じること。また、1割負担を導入した単県医療費公費負担制度を元に戻すよう県に要望すること。
- 7 障害者自立支援法実施に向け、障害者の生きる権利を守る観点から、より一層の負担減免策を講じるなど、本市として可能な限りの改善をすること。
- 8 一般家庭の必要な個所への火災報知機の取り付けが法律で義務付けられました。高齢者や身体障害者及び低所得者が居住する既設住宅への設置工事費を補助すること。
- 9 介護保険改悪に対し、市独自で導入している低所得者等への介護保険の保険料、利用料の減免制度を一層拡充・強化すること。
- 10 在宅酸素療法患者の医療費負担を無料にするか軽減策を講じること。
- 11 紙おしめ(利用券)の支給枚数を増やすこと。
- 12 こどもの医療費無料の該当年齢を、中学入学前まで引き上げること。
- 13 各小学校区内に児童会館を建設すること。
- 14 市民税非課税世帯の高齢者のインフルエンザ予防接種(現在1000円自己負担)を無料にすること。
- 15 児童クラブ(学童保育)の施設整備と指導員の身分保障及び労働条件を改善すること。
- 16 5月と年末年始の連休は歯科の当番医制が実現しました。さらに日曜、祭日の当番医制を実現すること。
- 17 介護保険実施に伴い、義務化された国保税滞納者に対する資格証明書発行は極力しないこと。
- 18 70歳以上の方の前立腺ガン検診料の本人負担(300円)を無料にすること。
- 19 予防医療の観点から、市が実施している健診の受診率向上のため抜本的手立てを講ずること。
- 20 生活保護世帯の医療保護者に対し、いつでもどこでも安心して医療が受けられるようにするため、該当者であることを証明する「医療証」の交付をすること。
- 21 登録ヘルパーの身分的保障と事故時の責任の所在を明確にすること。

- 22 敬老都市宣言を行い、高齢者福祉の充実や介護者対策を強化・充実すること。また、現在、年5万円の介護激励金を増額すること。
- 23 高齢者、障害者のために低床の福祉バスを購入すること。また、所得制限なしで高齢者にバスの無料パスを支給する制度を創設すること。
- 24 市の制度として、一人暮らしのお年寄りに毎日給食を宅配すること。

## 【建設経済部関係】（22項目）

- 1 油の高騰により、ハウスぶどうなどの生産農家の経営難に対し、支援策を講じること。
- 2 ゲートボール場やグランドゴルフ場など高齢者のための施設を設置すること。
- 3 雇用及び中小企業の実態調査を行い、雇用と産業の活性化策をすすめること。
- 4 大経営だけを対象とした品目横断的経営安定対策をやめ、家族経営を守り、全ての農産物の価格保障をするよう国に申し入れること。
- 5 公園管理委託料を増額すること。
- 6 市が主催するイベント時には十分な仮設トイレを設置すること。
- 7 美星町から井原町への直通バス路線を増便すること。
- 8 井原、芳井、美星の特産品を個別一体的に捉え、井原の特産品として全国に発信すること。
- 9 米輸入を削減・廃止し、農作物の価格・所得保障を行うよう政府に要求すること。
- 10 地産地消を推進し、食育に積極的に取り組むこと。
- 11 都市部(井原地域)と農村部(芳井、美星地域)の交流をより一層推進すること。
- 12 空き店舗対策、駐車場対策など商店街の活性化をはかるための支援を行うこと。
- 13 イノシシ・サル及びヌートリアの被害対策を改善・強化すること。
- 14 井原線高架下の側道を整備・改修すること。
- 15 市内の道路工事箇所の通行の安全確保のため、業者を強力に指導すること。また、通行止めにする場合は、関係者の意見をよく聞き実施させること。
- 16 定期的に、市内の公園や通行上の危険箇所を総点検し、早急に適切な手立てを講ずること。
- 17 Uターン、Iターン者の支援制度を実施すること。
- 18 定期的に市道の外側線を総点検し、不備な個所は線を引き直すなどの整備をすること。
- 19 井原駅から田中美術館までの間に、物産・土産店と案内所を兼ねた休憩場所を設置すること。
- 20 生活道路や水路改修など生活に密着した公共工事を増やし、地元業者への優先発注をおこなうこと。
- 21 明るいまちづくりと市民の安全を守るため、都市照明(防犯灯など)の早期全面点検と整備をおこなうこと。
- 22 新農政、新農業基本法実施に伴い、より一層深刻になった農業(農家)を守っていくため、自治体として、独自の農政を進めること。

## 【水道部関係】（3項目）

- 1 独身者や高齢者の二人暮らし世帯に対し、上水道及び簡易水道の基本料金の使用量を細分化すること。
- 2 湧水などで水の供給が十分できない時のために、市内で新たな水源を確保し、安定的な水の確保をおこなうこと。
- 3 高齢者の一人暮らし世帯や高齢者夫婦のみ世帯に対し、公共下水道の工事費や負担金等の補

助をおこなうこと。

## 【市民病院関係】（8項目）

- 1 公的病院としての理念・位置づけを明確にし、地域の中核病院としての使命を果たすこと。
- 2 看護師の増員などスタッフの増員をはかり、患者サービスの向上をはかること。
- 3 医療体制に対し、依然として市民から多くの苦情が寄せられている。医師を早急に増員し、患者さんたちが安心して医療が受けられるような体制にすること。また、医師不足解消のために長期展望に立って、市独自で医師養成をするシステムの構築に最大限努力すること。
- 4 新薬より購入価格の安い後発薬に切り替える努力を一層強めること。
- 5 脳卒中に対する医療体制を充実すること。
- 6 治療内容がよく分かるように、領収書の改善をすること。患者への付き添いを家族に安易に依頼しないこと。
- 7 「ご意見箱」の設置箇所を増やし、患者や家族をはじめ住民の声を吸い上げる条件整備をすること。
- 8 骨塩量測定装置を有効利用するため保健センターと連携し、市が検診料助成をおこない40歳以上のすべての女性に骨粗鬆症検診を実施すること。

## 【教育委員会関係】（26項目）

- 1 憲法に基づく教育行政をすすめること。
- 2 全国一斉学力テストの結果が公表されました。この結果の公表によって自治体間や学校間での競争意識が強くなるという懸念が指摘されています。このようなことにならないよう十分配慮すること。また、このテストは、今回限りで中止するよう国に意見をあげること。
- 3 市内で不審者の出没があとを絶たない。児童生徒の見守り隊を全体的に充実・強化すること。
- 4 井原市を他市に宣伝する目玉が少ない。旧山陽道に面した井原、芳井、美星の興譲館高校との関わりを調査・研究し、改めて歴史を掘り起こし、井原市ここにありと全国発信すること。
- 5 文化予算を増やし文化団体の育成に努め、市民の文化活動を盛んにすること。
- 6 早期に、すべての公立幼稚園で3歳児の受け入れを行うこと。
- 7 新たに文部科学省が示している予算の増額に応じて学校図書館の図書購入費を増額すること。
- 8 就学援助の申請時、民生委員の所見を求める必要がなくなったので、これを求めないよう改善すること。
- 9 全国的には、学校でのいじめや、いじめによる自殺が増えています。本市でも学校、地域、教育委員会が連携を密にし、いじめなどが起きないように万全の策を講じること。不幸にしていじめがあった場合は、担任の教師一人に任すのではなく、学校全体の問題としてこれらの根絶にあたること。
- 10 給食センターでの地産地消の拡大を。また、将来にわたって民間委託をしないこと。
- 11 アクティブライフ井原は、生涯学習の場であり、市民のよく集る場所でもあります。また、さまざまな障害のある人たちも会場を利用しています。各部屋に行くため、廊下の壁などに「てすり」を取り付けること。
- 12 合併によって井原市内の文化財が分かりにくくなったため、新たに「井原市の文化財」の冊子を作り変えたらどうですか。今までは井原だけの文化財でしたが、この際、芳井・美星のも一緒にしたものを発刊すること。

- 13 市内全幼稚園に給食を導入すること。
- 14 市や教育委員会などが主催する演劇、音楽会などのとき、託児所を開設し、子育て世代の方が安心して参加できる条件をつくること。
- 16 学校教職員の男女別トイレや女性教員の更衣室を設置すること。  
市内全校に、掛け持ちでない学校図書館事務職員(一般的には司書)を配置すること。また、
- 17 身分の確立のため、**正規職員化をはかること。**  
小・中学校の学級生徒数を30人以下学級にすると同時に、少人数指導のために教職員を加
- 18 配すること。
- 19 各校の各階に男女別洋式水洗トイレを設置すると同時に、トイレを改善すること。  
校舎の大規模改修を計画通り実現すること。また、各校の危険箇所を総点検し、危険箇所や
- 20 整備不良箇所については、早急に対応すること。  
井原市史編纂室の多くの古文書を収蔵する場所を確保すること。また、これらの資料を誰でも自由に閲覧できるようにするため「古文書センター」(仮称)を設置すること。
- 22 全幼稚園に、小学校長の兼務園長でない専任園長を配置すること。
- 23 教員が教員本来の任務が遂行できる条件づくりのため、小・中学校に校務員を配置すること。
- 24 教職員が、必要な消耗品が買えるだけの予算づけをおこなうこと。  
学校プールの総点検を行い、改善箇所は事故等が起きる前に早めに改善すること。また、職
- 25 員用のプール更衣室を作ること。
- 26 全校に子ども用の更衣室を設置すること。  
日の丸・君が代の強制を行わず、憲法・現行教育基本法を尊重し「こどもの権利条約」の精神に基づく教育をすすめること。

**注釈：** 印の項目は、今年度新しく要望するもの。 印の項目は昨年度も要望したもの。  
尚、 印の項目中、**青字**で記入している個所は、修正したり新しく加えたもの。